

意見書八件を可決

☆ 議会では六月定例会で次の意見書を可決し ☆
☆ 直ちに関係機関に提出しました。 ☆

アメリカ合衆国の臨界前核実験に強く抗議する決議

アメリカ合衆国エネルギー省は、二〇〇四年五月二十五日ネバダ州の地下核実験場で臨界前核実験を行ったと発表した。アメリカ合衆国の臨界前核実験は、一九九七年以来通算二十一回目、ブッシュ政権下では八回目である。アメリカ合衆国が核実験に反対する国際世論を無視し、臨界前核実験を強行したことは極めて遺憾である。

このことは、核実験と核兵器開発の中止、核戦争戦略の放棄など二〇〇〇年五月に合意された「核兵器廃絶の明確な約束」やCTBT(包括的核実験禁止条約)の精神にそむき、核兵器廃絶と恒久平和を願う国際世論に逆らった行動である。核兵器廃絶と恒久平和の実現は、被爆国日本の国民共通の悲願である。

よって、本市議会は、アメリカ合衆国が強行した臨界前核実験に強く抗議するとともに、核兵器廃絶の取り組みを強く求めるものである。

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険は平成十二年四月の施行後四年を経て、法に基づく全般にわたる検討と見直しの時期を迎えている。この間、高齢化の進行と制度の周知などがあいまって、要介護認定者がスタート時の約二百十三万人から平成十五年十二月には約三百七十六万人へと約七割増加し、制度改善への国民の願いは切実になっている。

ところが、被保険者の拡大や給付対象の縮小、利用料の引き上げ、入所者の食費・居住費の自己負担の導入、障害者施策との統合などを検討する動きが伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に懸念が広がっている。

介護保険を安心して利用できる制度へ改善することは、国民共通の願いである。よって座間市議会は、政府に対して、介護保険制度の見直しに当たって、左記の点に十分留意されるよう強く要望するものである。

記

- 一 国庫負担を引き上げ、介護保険料・利用料の引き上げや給食費・居住費の自己負担を導入しないこと。
- 二 保険料・利用料の低所得者向けの免除・軽減制度を国の制度として整備すること。
- 三 特別養護老人ホームを始めとする基盤整備及び介護予防

対策の拡充を図ること。

四 障害者支援費制度との統合を行わないこと。

介護予防対策の拡充を求める意見書

わが国は、団塊の世代が六十五歳以上になる今後十数年の間に、急速に人口の高齢化が進む。そうした中で、めざすべき社会の姿は「元氣な高齢者が多い社会」であり、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生き生きと暮らせる社会を築くことが重要な課題である。

ところが、平成十二年四月の介護保険施行後の状況を見ると、スタート時の要介護認定者が約二百八十八万人から平成十五年十月には約三百七十一万人へと約七割増加し、高齢者に占める要介護認定者の割合も当初の一〇%から一五%へと上昇している。特に看過できないことは、軽度の認定者の増大(全体の伸び率七〇%に対し、「要介護度Ⅰ」一・一五%、「要支援Ⅰ」九〇%の増加)と、軽度の人ほど重度化している割合が高い状況である。

こうした観点から、高齢者が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、健康増進・疾病予防の更なる拡充・強化と併せて、要介護状態にならないようにするための介護予防策が一層の重要性を増している。

介護保険制度は、施行後五年を目途として制度全般に関する必要な見直し等を行うこととされているが、その際、現行制度における「要支援Ⅰ」や「要介護度Ⅰ」の軽度の方々の健康増進策の強化を図るとともに、認定外の虚弱の方々の要介護状態にさせないよう新たな介護予防サービスを創設するなど、介護予防対策に全力を上げるべきである。

よって、政府は、わが国の高齢化のピーク時を視野に入れて、「介護予防十カ年戦略(仮称)」を立て、全国の市町村に介護予防サービス拠点を整備するとともに、効果のある介護予防プログラムを開発するなど、介護予防対策の更なる拡充を図ることを強く要望する。

若年者雇用政策の拡充を求める意見書

近年、若者の働き方は多様化し、特に定職を持たず、様々な職業を渡り歩くフリーターの数は増加傾向にある。内閣府の「国民生活白書(平成十五年度版)」によると、フリーターの数は二〇〇一年時点で四百七十七万人(十五、三十四歳)に達している。自らの夢の実現のためにフリーターの道を選ぶ人もいますが、正社員を志向しながらやむをえずフリーターになる人も7割を越えるという指摘もあり、大きな社会問題になっている。

フリーターであることは生き方の問題として、決して悪いと決めつけることはできませんが、民間の研究機関の調査によれば、フリーターをずっと続けた場合の生涯賃金は正社員

の約四分の一、年金受取額では正社員の半分以下という試算もある。

フリーターを続けることは、生涯において大きなデメリットやリスクをもたらすことは明らかである。また、社会全体としても、フリーターの増加は、我が国の経済成長を阻害する要因になるとも指摘されている。

若者の雇用情勢は依然として厳しいものがあり、政府においては「若者自立・挑戦プラン」の強力な推進を図るとともに、さらに、学校教育の段階からの職業教育の充実や、進路・就職への連携、また、生涯にわたる職業能力習得に対する支援策の強化などを図り、フリーターなど若年者の雇用問題の解決に、全力で取り組むよう左記のとおり要望する。

記

一 「若者自立・挑戦プラン十カ年戦略」を策定すること。

二 学校教育において、子どもが将来社会人・職業人として自立するための教育を提供し、小・中学校等において、土曜日を活用して、大学生等のボランティアによる補習授業や職業体験活動、文化芸術体験活動などの土曜授業が実施できるよう必要な整備を図ること。また、子どもに働くことの意義を十分に理解させるため、保護者、地域住民や地元企業、NPO等と連携し、中学校の第二学期時に一週間程度の職業体験活動を導入すること。

三 学校におけるキャリア教育を支援するため「キャリア教育推進協議会」を各都道府県の教育委員会のもとに設置すること。また、高等学校における進路・就職指導において、商工会議所等と連携し、企業などからの人材を「ライブプランアドバイザー」として学校に派遣すること。

四 英国で実施されている、生涯にわたる能力開発の新たな仕組みとして、パソコン等を活用して様々な場所で職業教育プログラムを気軽に受講できるシステム「日本版ラーニングダイレクト」を創設すること。

ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人ひとりが大切にされ、ゆたかな人間関係の中で教育が行なわれることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには教育条件整備のために教育予算の確保が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないように、全国どこでも、すべての子どもたちが均等に教育を受けられるよう一九五三年度(昭和二十八年)に制度化されました。さらにこの義務教育費国庫負担制度は、義務教育

諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与や旅費・教材費などを国庫負担対象にすることを定めたものです。

一九八四年(昭和五十九年)の「臨時行政調査会」さらに「行財政改革」以来、国は財政再建や教育行政の地方分権化を理由に、毎年義務教育費国庫負担制度の見直しが問題とされ、この制度が後退させられてきました。二〇〇三年度には退職手当、児童手当が一般財源化され、義務教育費国庫負担金は給与費本体しか残っていません。六月の「骨太方針二〇〇四」では、事務職員が適用除外されることも予想される。かつてない異財政の逼迫という厳しい財政事情の中、二〇〇四年度(平成十六年度)県は三年ぶりに前年度比でプラス計上したものの、義務教育費国庫負担制度のさらなる見直しは、義務教育水準の維持・向上、教育の機会均等の確保に大きな影響を及ぼしかねない。

以上の理由から、二〇〇五年度(平成十七年度)国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求め、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上をはかるよう求める。

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に反対する意見書

政府・大蔵省(当時)が義務教育費国庫負担制度の対象から、学校事務職員・栄養職員の人件費を適用除外するという方針を初めて打ち出したのは遠く一九八四年にさかのぼります。「教壇に立たない職員の給与まで国でみる必要はない」という、職種差別的な認識を背景にしました。以降、毎年国家予算編成時期になるとこの問題が蒸し返されてきました。

いわゆる「三位一体改革」の流れのなかで、二〇〇四年度予算編成の経過においては、特に学校事務職員がクローズアップされました。昨年十一月、総務省は国庫負担の対象を「教員にかかわる部分に限定」するとし、学校事務職員分給与費千二百億円を国庫負担から外することを提案しました。二十年前の大蔵省と全く同じ論理を振りかざしたわけですが。幸い、この提案に対しては各方面から強い反対が巻き起こり、最終的に二〇〇四年度予算では、学校事務職員の国庫負担は維持されました。しかし、大蔵省に代えて総務省までが国庫負担外しを言い出したことに、私たちは強い危機感を持たざるを得ない。

現在でも、学校事務職員は大半が単数配置です。教育をめぐる問題が山積し、地域との関わり等、学校にはますます多くが求められている中、学校事務職員制度の充実こそが必要とされている現状を顧みず、国庫負担の対象から外するなど理に窮します。(五面へ続く)